

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 7 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、政府における令和2年度補正予算により、

- ・融資に必要な原資を 1,250 億円積み増し（2,594 億円から 3,844 億円）
- ・WAM の財政基盤を強化するため 41 億円の政府出資（無理し・無担保融資を行うために WAM へ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、償還期間の延長等の更なる拡充が行われることとなりましたので、対象となる社会福祉施設等におかれましては、本優遇融資をご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

- ・令和2年4月30日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡
新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について
- ・「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ」チラシ（R2.4.30）

2 融資の相談及び今後の手続等

別添通知に記載のWAM相談窓口までお問い合わせください。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)